平成２２年（フ）第２０号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山916番地　秋元アパート５号
債務者　久保田レ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
青森県つがる市富萢町屏風山１番地775
債務者　石澤いみ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
静岡県袋井市葵町１丁目10番地の４　メゾネット葵207号室
債務者　畑田　和恵
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
静岡市清水区馬走北５番16号　ハイコーポ狐ケ崎Ａ703、旧住所静岡市葵区瀬名２丁目15番25―２号
債務者　大平　智幸
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝767番地　細川アパート１Ｆ１号、前住所栃木県宇都宮市飯田町261番地鳴鶴寮
債務者　内田佳代子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１号
栃木県宇都宮市下荒針町3571番地17　ベルハイツＢ103、前住所栃木県鹿沼市松原３丁目110番地
債務者　植松　栄二
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２号
栃木県宇都宮市下荒針町3571番地17　ベルハイツＢ103、前住所栃木県鹿沼市松原３丁目110番地
債務者　植松　　緑
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４８号
栃木県宇都宮市鷺の谷町27番地
債務者　山田淑慧こと　陳　　淑慧
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４９号
栃木県宇都宮市御幸町189番地33　レジデンス道下Ｂ201号室、前住所栃木県河内郡上三川町大字上三川1860番地１
債務者　斎藤　政光
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５６号
栃木県宇都宮市東峰町3029番地13
債務者　石井　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５８号
栃木県宇都宮市東宿郷３丁目10番11号永山方
債務者　篠﨑三枝子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６５号
栃木県大田原市実取769番地　市営実取２―31号
債務者　山本　敏江
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６８号
栃木県宇都宮市下岡本町2115番地124　コーポ永見Ｂ棟201、前住所栃木県宇都宮市下岡本町2115番地124　コーポ永見Ｂ棟205号室
債務者　片貝　友美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３１７号
神奈川県藤沢市大庭5333番地の２　コーポみすみＡ101号室
債務者　野下　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９号
横浜市中区本郷町３丁目168番地６
債務者　坂井こと　サカイナオキ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部